

平成 2 4 年

第 4 回市議会定例会 議案第 2 7 号

和解について

平成 2 1 年 5 月 2 8 日函館市金堀町 1 3 7 番 1 地先（市道放射 4 - 1 号線）において発生した転倒事故に関し，平成 2 4 年 5 月 2 8 日函館地方裁判所に提起された損害賠償請求事件（同所平成 2 4 年（ワ）第 141 号事件）について，裁判所の勧告に基づく和解をなし，次の和解金を支払うものとする。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 和解金

3 8 0 , 0 0 0 円

2 和解の相手方

函館市に在住する 6 0 歳代の女性

3 支払期限

平成 2 5 年 1 月 3 1 日

（根拠規定）

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号